

郵送請求ご希望の方

【1 請求に必要なもの】

① 市税証明交付申請書（お一人につき1枚必要です）

※ ご本人以外の申請の場合は「委任状」が必要です（委任者が自署又は記名押印してください）。

※ 法人の場合は、申請書に代表者印（原則登記所に提出している印鑑）の押印が必要です。

ただし、法人代表者が自署した場合は、法人代表者印は不要です。

※ 申請書には、平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。

〈法人市民税申告事項証明の場合〉2枚複写様式のため「証明願」と「証明書」の2枚をご送付ください。

② 申請者の本人確認資料の写し（例：運転免許証、パスポート、個人番号カード（おもて面）、住民基本台帳カード等）

※ 北九州市から転出後、更に転居され住所に変更がある場合等は、現住所までの変遷の確認できる資料（例：住民票等）を添付してください。

③ 証明書交付手数料分の定額小為替（【2、証明手数料について】を参照）

④ 返信用封筒

※ 申請者の住所宛に返送します。返信切手を貼付し、返送先住所宛先をご記入ください。

【2 証明手数料について】

個人市民税に関する証明	1件につき 300円
固定資産に関する証明	1件（筆・棟等）につき 300円 1件（筆・棟等）増すごとに 200円 ※賦課区・納税義務者・所有者ごとに1件
納税に関する証明	1件につき 300円

※ 軽自動車税の継続検査用納税証明は無料です。

※ 新型コロナウィルス感染症に係る融資制度等に必要な市税証明書については、交付手数料の減免制度があります。申請方法の詳細につきましては、「[新型コロナウィルス感染症に係る融資制度等に必要な証明書の交付手数料の減免（無料）について](#)」（北九州市ホームページ）をご確認ください。

【3 その他注意事項】

令和3年度の市県民税所得（課税）額証明書については、新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る確定申告期間の延長に伴い、令和3年3月16日以降に申告を行った方については申告内容が証明書へ反映されていない可能性があります。

郵送での証明取得後の証明手数料の返金や証明書の差し替えについては、対応できませんので、令和3年3月16日以降に確定申告を行った方は、事前に取得可能日について、下記【4 郵送請求先及びお問合せ先】へお問合せください。

【4 郵送請求先】 令和4年度より郵便請求先を集約しております。

部署名	住 所	電話番号
東部市税事務所 市民税課	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町 1-1 (小倉北区役所内)	093-582-3420

※なお、縦覧期間中の郵便請求による固定資産課税台帳閲覧申請については、下記送付先へ申請してください。

部署名 (物件所在区)	住 所	電話番号
東部市税事務所固定資産税課 (門司区・小倉北区・小倉南区)	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町 1-1 (小倉北区役所内)	093-582-3370
西部市税事務所固定資産税課 (若松区・八幡東区・八幡西区・戸畠区)	〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目 15-3(コムシティ内)	093-642-1459